

議員の定数等に関する検討委員会規程

(設置)

第1条 相模原・津久井地域合併協議会規約(以下「規約」という。)第10条第1項の規定に基づき、相模原・津久井地域合併協議会(以下「協議会」という。)の事務のうち、合併後の議員の定数等議会に係る事項について、調査又は審議するため、議員の定数等に関する検討委員会(以下「委員会」という。)を協議会に置く。

(委員)

第2条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、規約第1条に規定する関係市町の議会の議員のうちから、協議会の会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項について、あらかじめ副委員長及び委員に通知するとともに、これを公表しなければならない。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 前各項に掲げるもののほか、会議の運営については、相模原・津久井地域合併協議会会議運営規程の例による。

(報告)

第5条 委員長は、委員会における調査又は審議の経過及び結果について会長に報告しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員長に調査又は審議の経過の報告を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、規約第12条第1項に規定する協議会の事務局及び委員長の属する議会の事務局において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年6月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に行われる会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、会長が招集する。

相模原・津久井地域合併協議会規約

(設置)

第1条 相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町(以下「関係市町」という。)は、市町村合併について協議を行うため、相模原・津久井地域合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 合併の是非を含めた関係市町の合併に関する協議
- (2) 関係市町が合併した場合におけるまちづくりの将来ビジョンの策定
- (3) 前2号に掲げるもののほか、関係市町の合併協議について必要な事務

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務所は、相模原市の区域内に置く。

(組織)

第4条 協議会は、委員50人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 関係市町の長
- (2) 関係市町の議会の議長が推薦する議会の議員
- (3) 公募により選出された住民
- (4) 関係市町の長が協議して定めた次に掲げる者
 - ア 住民団体及び経済団体が推薦する者
 - イ 神奈川県職員

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長3人を置き、会長には相模原市長を、副会長には城山町長、津久井町長及び相模湖町長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した副会長がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項について、あらかじめ副会長及び委員に通知するとともに、これを公表しなければならない。

(会議の運営)

第8条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、公開を原則とする。

4 会議の運営に際しては、住民意見の反映と公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

5 前各項に掲げるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(アドバイザー)

第9条 会長は、会議の運営上専門的見地からの意見を求める必要があると認めるときは、協議会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、会長の求めに応じ、会議に出席し、説明又は意見を言うことができる。

(委員会)

第10条 会長は、第2条に掲げる事務の一部について調査又は審議させるため、協議会に委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第11条 会長の指示する事項について協議又は調整をするため、協議会に関係市町の職員によって構成する幹事会を置く。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の職員は、関係市町の長が指定した者をもって充てる。

3 前2項に定めるもののほか、事務局について必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第13条 協議会運営に要する費用は、関係市町の長が協議の上、関係市町が負担する。

(決算の監査)

第14条 協議会の出納の監査は、関係市町の長が協議して定めた者に会長が委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた者(以下「監事」という。)は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務について必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

2 前項の場合において、財産処分を必要とするときは、関係市町の協議により行うものとする。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

相模原・津久井地域合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、相模原・津久井地域合併協議会規約第8条第5項の規定に基づき、相模原・津久井地域合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の議事その他会議の運営について必要な事項を定める。

(議長等の責務)

第2条 会議の議長(以下「議長」という。)は、迅速かつ能率的な会議運営に努めなければならない。

2 協議会の委員(副会長を含む。以下同じ。)は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開会及び閉会)

第3条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

(議事の進行)

第4条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が一致しない場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって決するものとする。

2 前項ただし書の規定による表決を行った場合は、その旨を会議録に記載しなければならない。

3 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(関係者の出席)

第5条 協議会の会長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。ただし、出席委員の3分の2以上の賛同があるときは、会議の一部又は全部を傍聴させないことができる。

2 会議の傍聴について必要な事項は、議長が別に定める。

(規律)

第7条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他会議の妨害となる言動をしてはならない。

2 前項の規定に違反する者がいるときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議録)

第8条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) その他議長が必要があると認めた事項

2 会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 会議録は、議長が指名する2人の委員の署名をもって確定するものとする。

(会議録等の公開)

第9条 会議録及び会議に提出された資料は、公開を原則とする。

2 前項の公開は、閲覧、写しの交付その他議長の定める方法により行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

相模原・津久井地域合併協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、相模原・津久井地域合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、相模原・津久井地域合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の傍聴について必要な事項を定める。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(定員)

第3条 一般席の定員は、50人とする。ただし、会場の都合により、定員を増減することができる。

(傍聴の手続)

第4条 一般席において、会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に氏名及び住所を記入しなければならない。この場合において、傍聴しようとする者の数が傍聴席数を超えるときは、抽選で受付を行う。

(会場に入場することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) ラジオ、拡声器、録音機、ビデオカメラ、写真機の類を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) その他協議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしてはならない。

(会議非公開時の傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を公開しない旨の決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて協議会事務局の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人が第6条の規定に違反したときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

議員の定数等に関する検討委員会で検討する事項（案）

1．合併協議会での協議事項

議会議員の定数及び任期の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併特例法により、合併後の一定期間に限り、議会議員の定数や在任に関する特例措置が認められているため、この措置を適用するか否かについて検討する。
-----------------	---

2．合併協議会への報告事項（合併協議会での協議事項となるものを除く。）

事務事業一元化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務事業一元化の基本方針に基づき相模原市の制度を基準に統一する方向で検討する。 （ 1 ） 議員報酬等 （ 2 ） 政務調査費 （ 3 ） 議会国際交流 （ 4 ） 請願及び陳情 （ 5 ） 議会報の発行 （ 6 ） 本会議 （ 7 ） 常任委員会 （ 8 ） 特別委員会 （ 9 ） 議会運営委員会 （ 10 ） 任意の協議組織 （ 11 ） 委任専決事項 （ 12 ） 議会刊行物
---------	--

事務事業一元化の基本方針について

1 基本原則

(1) 一体性の確保

新市に移行する際、住民の生活に支障をきたさないようできるだけ早く一体性を確保できるよう調整するものとする。ただし、従来の経緯や財政への影響を勘案し、早期に統一できないものについては、段階的に調整するものとする。

(2) 住民福祉の向上

現在、各市町で行っている各種行政サービスについては、住民とのパートナーシップの観点からサービス水準や内容を十分検討し、より効果的な方法で住民福祉の向上が図られるよう調整に努めるものとする。

(3) 負担の公平

使用料・手数料や地方税など住民が直接負担するものについては、その料金や税率について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮し、調整に努めるものとする。

(4) 健全な財政運営

新市の財源確保に努めるとともに、効率的な財政運営を目指し、地方分権の時代に対応した健全財政に努めるものとする。

(5) 行政改革の推進

事務事業の調整を図る際には、社会情勢の動向も踏まえ、事業の妥当性・必要性についても十分検討を行い、行政改革を推進する観点から、事務事業の見直しに努めるものとする。

(6) 地域特性の尊重

各市町が実施してきた事業のうち、それぞれの地域性やこれまでの経緯の中で行われてきた事業等については、それぞれの地域が有する特性を活かした魅力あるまちづくりの実現に向け、地域特性の尊重に努めるものとする。

2 調整方針

(1) 新市における住民福祉の向上に向け、基本原則に基づき、相模原市の制度を基準に統一・調整を図るものとする。

(2) 関係市町の制度のうち、地域特性を有するもの、合併後ただちに統一・実施することで、住民生活等に大きな影響を与えるものについては、経過措置の設定等、円滑な移行に向けた調整を図るものとする。

3 調整方針の区分

事務事業一元化の調整方針の決定にあたっては、次表に掲げる区分を基準として、定めるものとする。

調整方針の区分		調整方針の具体例
現行	現行のまま存続	・現行のまま新市に引き継ぐ。
統合	合併時に統合	・合併時に相模原市の制度に統合する。
	速やかに統合	・速やかに相模原市の制度に統合する。
	段階的に統合	・3年間(5年間)は現状のままとし、その後、相模原市の制度に統合する。 ・3年間(5年間)で、段階的に相模原市の制度に統合する。 ・3年(5年)以内に、相模原市の制度に統合する。
廃止	廃止の方向で調整	・合併時に廃止する。 ・新市において速やかに廃止する。 ・3年間(5年間)で段階的に廃止する。 ・3年(5年)以内に廃止の方向で調整する。

経過措置の期間の設定については、原則として3年間とする。ただし、3年間で統合することが極めて困難な場合は、5年間とする。

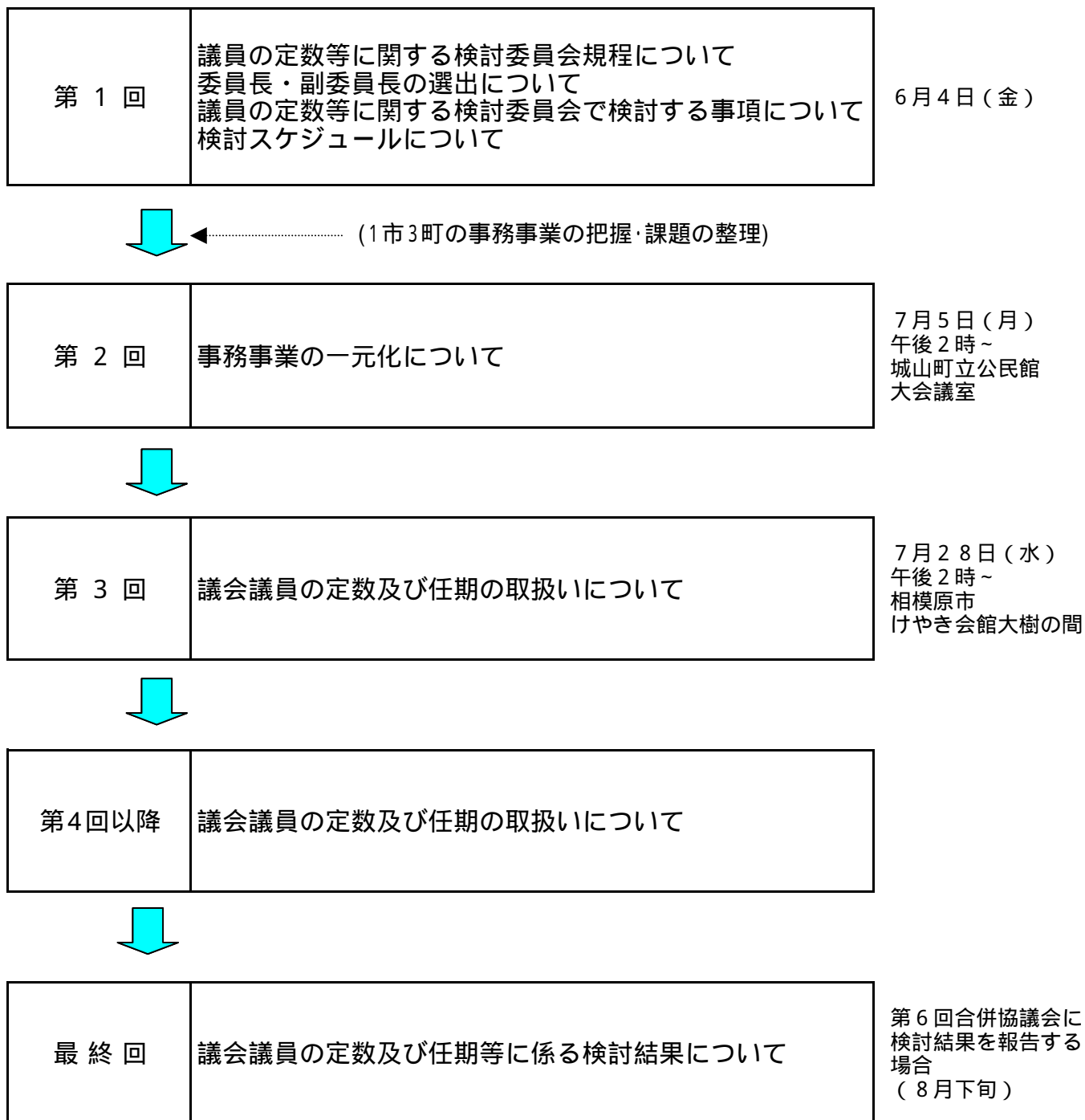
4 事務事業の協議ランクと調整方針の決定区分

事務事業の調整方針の決定にあたっては、次表に掲げる協議ランク設定基準により定めた協議ランクに応じた決定組織において行うものとする。

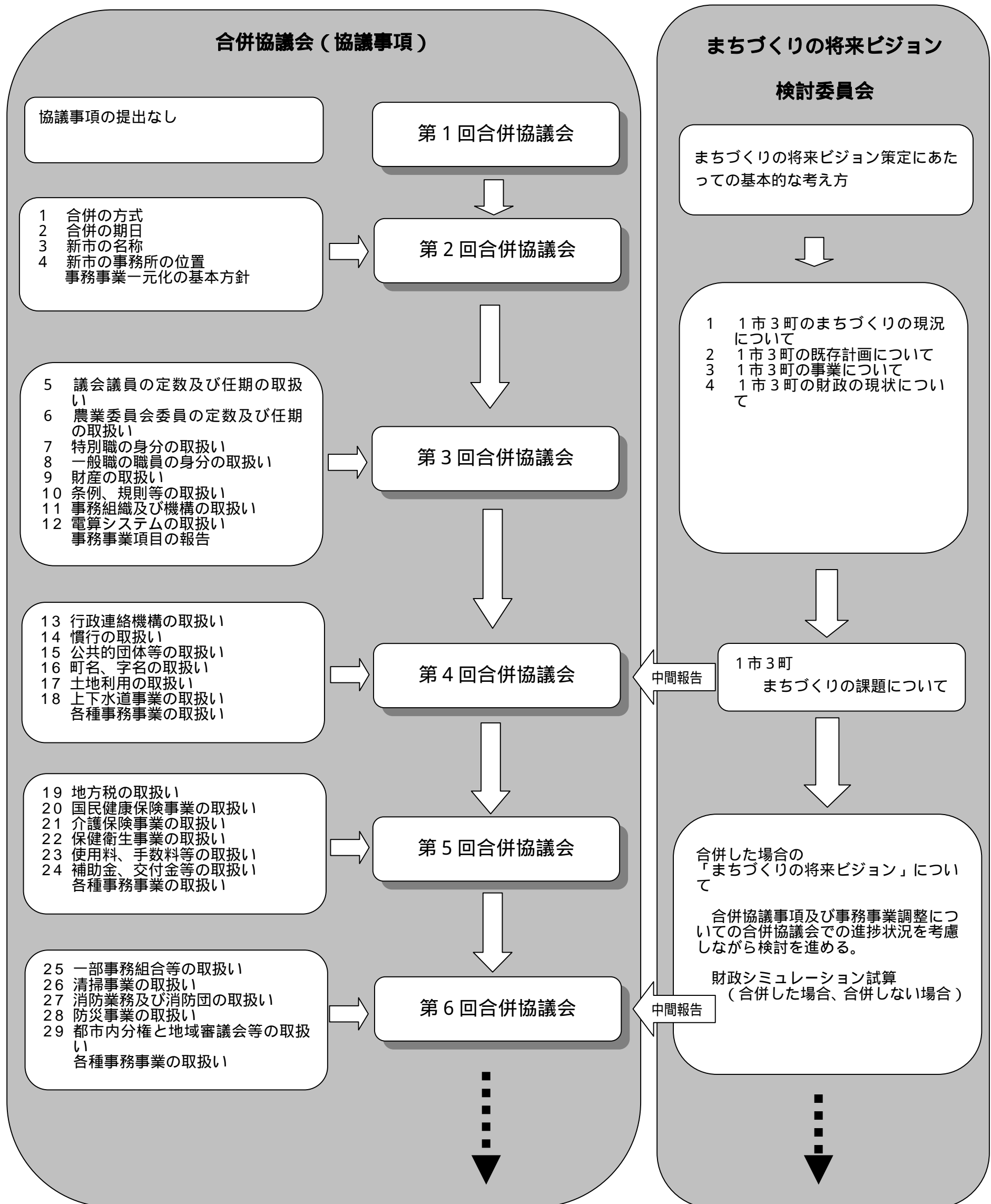
ランク A	合併協議会で協議すべきもの(合併協議項目) (1) 合併の基本4項目とされているもの 「合併の方式」「合併の期日」「新市の名称」「新市の事務所の位置」 (2) 市町村の合併の特例に関する法律等に規定されているもの 「議会議員の定数及び任期の取扱い」「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」「特別職の身分の取扱い」「一般職の身分の取扱い」「地方税の取扱い」など (3) 住民生活に関わり合いの深い給付と負担に直結するもの 「国民健康保険事業の取扱い」「介護保険事業の取扱い」「保健衛生事業の取扱い」「使用料・手数料等の取扱い」「補助金・交付金等の取扱い」など (4) 1市3町の地域の実情、特性などから協議が必要なもの 「土地利用の取扱い」「上下水道事業の取扱い」「清掃事業の取扱い」「消防業務及び消防団の取扱い」など (5) 各種事務事業のうち、一元化するための調整が特に困難であるもの
ランク B	専門部会、幹事会で協議し、合併協議会に報告するもの 1市3町で実施している事務事業の一元化にあたって、財政的な影響が大きいもの
ランク C	専門部会で協議し、幹事会、合併協議会に報告するもの 1市3町で実施している事務事業の一元化にあたって、1市3町の事務事業の内容が同様なもの又は相違の比較的軽微なもの

資料 3

議員の定数等に関する検討委員会検討スケジュール(案)



相模原・津久井地域合併協議会協議スケジュール



協議事項は、そのまま合併協定項目に移行することを想定しているが、協議の過程で適宜追加等を行うものとする。
協議会において、協議事項の協議が整わなかった場合には、継続協議として次回会議に改めて諮るものとする。
各種事務事業の取扱いは、専門部会の調整状況を見ながら、随時幹事会、協議会に諮るものとする。